

# アザリー飯田ホームページパートナー契約書

\_\_\_\_\_（以下、甲という）と、（一社）アザリー飯田フットボールクラブ（以下、乙という）は、下記のとおりパートナー契約を締結する。その証として、本契約書を1通作成し、甲乙互いに記名捺印の上、乙が原本、甲が写しを保有する。

## 1. 目的

甲は乙の活動を支援し、乙はその活動において甲の企業イメージを高めることを目的とする。

## 2. 実施内容

①乙は、広告として乙のホームページに甲の個人・個人事業者・企業・法人等の広告を掲載し、ホームページへのリンクをする。

※甲のロゴデータ（解像度 250px×65px 以上推奨）を [info@azaleeiida.com](mailto:info@azaleeiida.com) までお送りください。

②甲は、乙に自社の企業ロゴを提供すると共に、広告の対価として乙に協賛金（パートナー料）を支払う。

## 3. パートナー料

①年間10,000円（税込み）。

②甲は、パートナー契約締結から1か月以内に、乙の指定する口座へ前項金額を振り込む（振込手数料は貴社様にてご負担をお願い致します）。

## 4. 契約期間

①本契約は、20\_\_年4月1日から20\_\_年3月31日までとする。ただし、いずれの契約当事者から異論がない場合には本契約と同じ条件でさらに1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

②年度途中の契約についても当該年度の期間内の広告掲示とする。

## 5. 契約解除

①甲乙は各々の活動において、本契約の取り決め違反、或いは第1条の目的を遂行することが困難であると認められた場合、本契約を解除することができる。

②本契約が解除された場合は、乙は乙のホームページに掲載された甲の企業ロゴ、および甲のホームページのURLを削除する。

③本契約が解除された場合でも、乙は受領済みの金員に関して、甲への返還を要しない。

## 6. 損害賠償責任

①乙の実施する活動において、あらゆる事故、傷害等が発生しても、甲はその損害に対して一切の責任を負わない。

②乙の活動の結果、不幸にも甲の企業イメージを損なうことがあった場合においても、乙はその損害に対して一切の責任を負わない。

令和\_\_年\_\_月\_\_日

甲：住所： \_\_\_\_\_  
社名： \_\_\_\_\_  
代表者名： \_\_\_\_\_ 印  
電話番号： \_\_\_\_\_ FAX： \_\_\_\_\_  
E-mail： \_\_\_\_\_ 領収書（広告料）（要・不要）

乙：住所：〒305-0155 長野県飯田市三日市場 2112-1

一般社団法人 アザリー飯田フットボールクラブ

会長 上沼直樹

印